

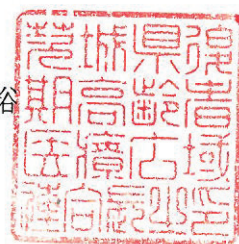


茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 20 号）第 6 条の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成 24 年 7 月 13 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長

中田 裕



茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免等及び職員数に関する状況

(1) 任命・任用解除者数の状況

ア 任命者数の状況（平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで）

一般職員 1 名（関係市町村からの派遣による。）

イ 任命解除者数の状況（平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで）

一般職員 13名（茨城県及び関係市町村からの派遣関係満了による。）

(2) 職員数の状況（平成23年 4 月 1 日現在）

32名

2 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額及び平均年齢の状況（平成23年 4 月 1 日現在）

平均給料月額 317,267円

平均年齢 40歳

(2) 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	給料・報酬の月額		金 額
広域連合長	報 酬	年 額	60,000円
副広域連合長		年 額	48,000円
議 員		日 額	2,500円
選挙管理委員		日 額	4,000円
監査委員（議選）		日 額	5,000円
監査委員（識見）		年 額	48,000円
公平委員		日 額	4,000円
附属機関の委員等		日 額	4,000円

3 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間について（平成24年4月1日現在）

〔一般職員の場合〕

- 勤務時間： 4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分と
しています。

1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの
休憩時間を除いた7時間45分としています。

- 休憩時間： 正午から午後1時までとしています。
- 週休日： 日曜日及び土曜日（勤務時間を割り振らない日）

(2) 休日について（平成24年4月1日現在）

正規の勤務時間においても勤務することを要しない日

- 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日）

(3) 休暇について（平成24年4月1日現在）

派遣元の例によるものとしています。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

派遣職員の分限及び懲戒については、派遣元市町村の関係規定を適用し、広域連合の長の報告に基づき、市町村の長が行うものとされています

○ 平成23年度の処分はありませんでした。

5 職員の服務の状況

育児休暇、介護休暇は該当がありませんでした。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

研修は広域連合及び派遣元団体が実施することとなっています。

○ 平成23年度に広域連合で実施した職員研修はありませんでした。

(2) 勤務成績の評定の状況

派遣職員であるため評価は行っておりません。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉

派遣元地方公共団体の例によるものとしています。

(2) 利益の保護の状況

平成23年度の該当はありませんでした。

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成23年度における措置要求事案はありませんでした。

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成23年度における不服申立て事案はありませんでした。